

# 石川県公報

令和 8 年 10 月 16 日

第 1 3 9 5 0 号（金曜日）

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

## 目 次

**告 示**  
○一般競争入札の落札者等  
○保安林の指定予定  
○保安林の指定  
○保安林の指定予定

(管 財 課) 1  
(森林管理課) 1  
( 同 ) 2  
( 同 ) 3

○公金事務の委託 (教育委員会事務局) 3  
**公 告**  
○入札公告 (人事・組織経営課) 4  
○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課) 5  
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告  
( 同 ) 16

## 告 示

### 石川県告示第325号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和 8 年 10 月 16 日

石川県知事 山 野 之 義

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
タイヤチェーン（除雪車用） 800本 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部管財課  
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
- 落札者を決定した日  
令和 8 年 8 月 7 日
- 落札者の名称及び所在地  
コマツ石川株式会社  
金沢市神宮寺 3 丁目 1 番地20号
- 落札金額  
25, 490, 468円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日  
令和 8 年 6 月 26 日

### 石川県告示第326号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 8 年 10 月 16 日

石川県知事 山 野 之 義

- 保安林予定森林の所在場所  
金沢市平等本町ソ27の 4、28、29、ツ86から89まで、92から94まで
- 指定の目的  
土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 1 保安林予定森林の所在場所

河北郡津幡町字小熊イ 1 の甲から 1 の丙まで、2 から 7 まで

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び津幡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 1 保安林予定森林の所在場所

鳳珠郡穴水町字波志借市ノ曾 8 から 12 まで

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び穴水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 石川県告示第327号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 8 年 10 月 16 日

石川県知事 山 野 之 義

## 1 保安林の所在場所

羽咋市鹿島路町式〇 2、3、ス 27、鹿島郡中能登町高畠式 164 の 6、164 の 7

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課並びに羽咋市役所及び中能登町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 1 保安林の所在場所

七尾市能登島半浦町壺壺1073

### 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び七尾市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 石川県告示第328号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 8 年 10 月 16 日

石川県知事 山 野 之 義

### 1 保安林予定森林の所在場所

河北郡津幡町字小熊イ 1 の甲から 1 の丙まで、2 から 7 まで

### 2 指定の目的

公衆の保健

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び津幡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 石川県告示第329号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託した。

令和 8 年 10 月 16 日

石川県知事 山 野 之 義

| 指定公金事務<br>取扱者の名称    | 指定公金事務<br>取扱者の住所                   | 指定公金事務取扱者に委託<br>した公金事務に係る歳入 | 指定公金事務取扱<br>者の指定をした日 | 公 金 事 務 の<br>委託をした日 |
|---------------------|------------------------------------|-----------------------------|----------------------|---------------------|
| 弁護士法人一番町綜<br>合法律事務所 | 東京都千代田区紀<br>尾井町 3 番 12 号紀<br>尾井町ビル | 石川県育英資金貸付金返還<br>金の未収金回収委託業務 | 令和 8 年 8 月 5 日       | 令和 8 年 8 月 5 日      |

## 公 告

### 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 10 月 16 日

石川県知事 山 野 之 義

#### 1 調達内容

##### (1) 調達件名及び数量

SQL Server 等ライセンス 一式

##### (2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

##### (3) 納入期限

令和 8 年 11 月 30 日

##### (4) 納入場所

別途指定する場所

#### 2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 581 号）に基づき、令和 8 年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

#### 4 契約条項を示す場所等

##### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県行政庁舎 2 階 石川県総務部人事・組織経営課総務事務管理室管理グループ

電話番号 076-225-1681

##### (2) 入札説明書等の交付方法

(1)の場所において交付

##### (3) 入札説明書等の交付期間

令和 8 年 10 月 16 日（金）から同月 23 日（金）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第 16 号）

第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

#### 5 入札の場所及び日時

令和 8 年 10 月 27 日（火）午前 10 時

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県庁行政庁舎13階1311会議室（入札後、即時開札する。）

#### 6 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札説明書及び契約書案を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、入札金額の見積内訳書を求めに応じて提出できるようにしておくこと。
- (3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

#### 7 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
免除

- (2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (3) 契約書作成の可否  
要

- (4) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

- (6) その他

詳細は、入札説明書による。

---

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和8年10月16日

石川県知事 山 野 之 義

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アル・プラザ津幡

河北郡津幡町北中条5―25 ほか87筆

#### 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社北越ケーズ

代表取締役 野村 弘

新潟県新潟市中央区女池8丁目16番17号

ほか14社

（変更後）株式会社北越ケーズ

代表取締役 今井 徳彦

新潟県新潟市中央区美咲町1丁目9番25号

ほか13社

#### 3 変更の年月日

令和8年6月19日ほか

#### 4 変更する理由

小売業者の名称、住所及び代表者の変更と、小売業者の入替えによる退店及び出店のため

- 5 届出年月日  
令和 8 年 9 月 30 日
  - 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び津幡町産業建設部商工観光課
  - 7 届出等の縦覧期間  
令和 8 年 10 月 16 日から令和 9 年 2 月 16 日まで
  - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
令和 9 年 2 月 16 日  
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地  
石川県商工労働部経営支援課
- 

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アピタタウン金沢ベイ A 街区  
金沢市無量寺町四丁目 56 番地
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）株式会社 T R G  
代表取締役 鶴来 亮斗  
金沢市松村 1 丁目 83 番地 1  
テレニシ株式会社  
代表取締役 高島 謙一  
大阪府大阪市中央区城見 1 丁目 2 番 27 号 クリスタルタワー 14 階  
ほか 6 者  
（変更後）テレニシ株式会社  
代表取締役 山崎 淳司  
大阪府大阪市中央区城見 1 丁目 2 番 27 号 クリスタルタワー 14 階  
ほか 6 者

- 3 変更の年月日  
令和 8 年 4 月 1 日ほか
- 4 変更する理由  
小売業者の代表者の変更と、小売業者の退店のため

- 5 届出年月日  
令和 8 年 10 月 6 日
  - 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課
  - 7 届出等の縦覧期間  
令和 8 年 10 月 16 日から令和 9 年 2 月 16 日まで
  - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
令和 9 年 2 月 16 日  
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地  
石川県商工労働部経営支援課
- 

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アピタタウン金沢ベイ B 街区  
金沢市無量寺町四丁目 61 番地 1
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）株式会社エービーシー・マート

代表取締役 野口 実  
東京都渋谷区神南 1 丁目 11 番 5 号  
ほか 1 者

（変更後）株式会社エービーシー・マート

代表取締役 服部 喜一郎  
東京都渋谷区神南 1 丁目 11 番 5 号  
ほか 1 者

3 変更の年月日

令和 7 年 12 月 1 日

4 変更する理由

小売業者の代表者の変更のため

5 届出年月日

令和 8 年 10 月 6 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和 8 年 10 月 16 日から令和 9 年 2 月 16 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 9 年 2 月 16 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタタウン金沢ベイ C 街区

金沢市無量寺町四丁目 80 番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ジンズ

代表取締役 田中 仁  
群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4 号  
有限会社桃太郎  
代表取締役 野坂 信友  
福井県福井市中央 1－9－28  
ほか 2 者

（変更後）株式会社ジンズ

代表取締役 田中 亮  
群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4 号  
有限会社桃太郎  
代表取締役 野坂 明久  
福井県福井市中央 1－9－28  
Skechers Japan 合同会社  
代表社員 デイビッド・ケイイチ・トダ  
東京都港区東新橋 1 丁目 5 番 2 号  
ほか 2 者

3 変更の年月日

令和 7 年 12 月 1 日ほか

4 変更する理由

小売業者の代表者の変更と、小売業者の出店のため

- 5 届出年月日  
令和 8 年 10 月 6 日
  - 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課
  - 7 届出等の縦覧期間  
令和 8 年 10 月 16 日から令和 9 年 2 月 16 日まで
  - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
令和 9 年 2 月 16 日  
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地  
石川県商工労働部経営支援課
- 
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アピタ金沢店  
金沢市中村町 10 番 20 号
  - 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）テレニシ株式会社  
代表取締役 高島 謙一  
大阪府大阪市中央区城見 1 丁目 2 番 27 号 クリスタルタワー 14 階  
ほか 18 者  
（変更後）テレニシ株式会社  
代表取締役 山崎 淳司  
大阪府大阪市中央区城見 1 丁目 2 番 27 号 クリスタルタワー 14 階  
ほか 19 者
  - 3 変更の年月日  
令和 8 年 4 月 1 日ほか
  - 4 変更する理由  
小売業者の代表者の変更と、小売業者の出店のため
  - 5 届出年月日  
令和 8 年 10 月 6 日
  - 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課
  - 7 届出等の縦覧期間  
令和 8 年 10 月 16 日から令和 9 年 2 月 16 日まで
  - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
令和 9 年 2 月 16 日  
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地  
石川県商工労働部経営支援課
- 
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アクロスプラザ野々市中央  
野々市市西部中央土地区画整理事業 第 55 街区
  - 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）NTT・TC リース株式会社  
代表取締役 成瀬 明弘  
東京都港区港南一丁目 2 番 70 号  
（変更後）NTT・TC リース株式会社

代表取締役 近藤 禎一郎

東京都港区港南一丁目 2 番 70 号

- 3 変更の年月日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 変更する理由  
大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため
- 5 届出年月日  
令和 8 年 10 月 6 日
- 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課
- 7 届出等の縦覧期間  
令和 8 年 10 月 16 日から令和 9 年 2 月 16 日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
令和 9 年 2 月 16 日  
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地  
石川県商工労働部経営支援課

- 
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イエローハット金沢田上店・クスリのアオキ田上店  
金沢市田上の里一丁目 112 番 外 16 筆
  - 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) T O H O ピク ス 株 式 有 限 公 司  
代表取締役 馬場 栄一郎  
福島県郡山市本町一丁目 4 番 14 号  
(変更後) T O H O ピク ス 株 式 有 限 公 司  
代表取締役 西村 毅  
福島県郡山市本町一丁目 4 番 14 号

- 3 変更の年月日  
令和 8 年 6 月 24 日
- 4 変更する理由  
大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため
- 5 届出年月日  
令和 8 年 10 月 6 日
- 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間  
令和 8 年 10 月 16 日から令和 9 年 2 月 16 日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
令和 9 年 2 月 16 日  
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地  
石川県商工労働部経営支援課

- 
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーブデンキ金沢高柳店  
金沢市高柳町二 55 番 1 外 16 筆
  - 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社北越ケーズ

代表取締役 野村 弘

新潟県新潟市中央区美咲町一丁目 9 番 25 号

（変更後）株式会社北越ケーズ

代表取締役 今井 徳彦

新潟県新潟市中央区美咲町一丁目 9 番 25 号

3 変更の年月日

令和 8 年 6 月 19 日

4 変更する理由

小売業者の代表者の変更のため

5 届出年月日

令和 8 年 10 月 6 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和 8 年 10 月 16 日から令和 9 年 2 月 16 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 9 年 2 月 16 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢大河端西複合施設

金沢市大河端西二丁目 31 他 16 筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）コネクシオ株式会社

代表取締役 目時 利一郎

東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 1 号

ほか 4 者

（変更後）コネクシオ株式会社

代表取締役 目時 利一郎

東京都港区港南二丁目 15 番 3 号

ほか 4 者

3 変更の年月日

令和 8 年 5 月 1 日

4 変更する理由

小売業者の住所の変更のため

5 届出年月日

令和 8 年 10 月 16 日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課

7 届出等の縦覧期間

令和 8 年 10 月 16 日から令和 9 年 2 月 16 日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 9 年 2 月 16 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

- 
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
明文堂書店金沢県庁前本店・北陸シモンズショールーム  
金沢市鞍月 5 丁目 158 外 13 筆
  - 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）株式会社明文堂プランナー  
代表取締役 清水 大志郎  
富山県下新川郡朝日町沼保 909 番地の 2  
ほか 1 者  
（変更後）株式会社明文堂  
代表取締役 清水 大輔  
新潟県西区小針四丁目 9 番 1 号  
ほか 1 者
  - 3 変更の年月日  
令和 8 年 4 月 1 日
  - 4 変更する理由  
小売業者の入替えによる退店及び出店のため
  - 5 届出年月日  
令和 8 年 10 月 6 日
  - 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課
  - 7 届出等の縦覧期間  
令和 8 年 10 月 16 日から令和 9 年 2 月 16 日まで
  - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
令和 9 年 2 月 16 日  
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地  
石川県商工労働部経営支援課
- 

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール白山  
白山市横江町 5001 番地
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）イオンリテール株式会社  
代表取締役 古澤 康之  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1  
ほか 205 者  
（変更後）イオンリテール株式会社  
代表取締役 古澤 康之  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1  
ほか 200 者
- 3 変更の年月日  
令和 8 年 10 月 7 日
- 4 変更する理由  
小売業者の入替えによる退店及び出店のため
- 5 届出年月日  
令和 8 年 10 月 7 日

- 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課
  - 7 届出等の縦覧期間  
令和 8 年 10 月 16 日から令和 9 年 2 月 16 日まで
  - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
令和 9 年 2 月 16 日  
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地  
石川県商工労働部経営支援課
- 

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
DCM金沢田上店  
金沢市田上さくら三丁目60番地
  - 2 変更した事項
    - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前) DCMカーマ金沢田上店  
金沢市田上さくら三丁目60番地  
(変更後) DCM金沢田上店  
金沢市田上さくら三丁目60番地
    - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) DCM株式会社  
代表取締役 石黒 靖規  
東京都品川区南大井六丁目22番 7 号  
(変更後) DCM株式会社  
代表取締役 神谷 浩邦  
東京都品川区南大井六丁目22番 7 号
    - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) DCM株式会社  
代表取締役 石黒 靖規  
東京都品川区南大井六丁目22番 7 号  
(変更後) DCM株式会社  
代表取締役 神谷 浩邦  
東京都品川区南大井六丁目22番 7 号
  - 3 変更の年月日  
令和 8 年 3 月 1 日ほか
  - 4 変更する理由  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の変更のため
  - 5 届出年月日  
令和 8 年 10 月 7 日
  - 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課
  - 7 届出等の縦覧期間  
令和 8 年 10 月 16 日から令和 9 年 2 月 16 日まで
  - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
令和 9 年 2 月 16 日  
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地  
石川県商工労働部経営支援課
- 

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM野々市店／フレンドマート野々市店

野々市市二日市四丁目211番 外135筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) DCMカーマ野々市店／フレンドマート野々市店

野々市市二日市四丁目211番 外135筆

(変更後) DCM野々市店／フレンドマート野々市店

野々市市二日市四丁目211番 外135筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) DCM株式会社

代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

ほか1者

(変更後) DCM株式会社

代表取締役 神谷 浩邦

東京都品川区南大井六丁目22番7号

ほか1者

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) DCM株式会社

代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

ほか1者

(変更後) DCM株式会社

代表取締役 神谷 浩邦

東京都品川区南大井六丁目22番7号

ほか1者

3 変更の年月日

令和8年3月1日ほか

4 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の変更のため

5 届出年月日

令和8年10月7日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課

7 届出等の縦覧期間

令和8年10月16日から令和9年2月16日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和9年2月16日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM七尾店

七尾市藤橋町西39番外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) DCMカーマ七尾店

七尾市藤橋町西39番外

（変更後）DCM七尾店

七尾市藤橋町西39番外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）DCM株式会社

代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目22番 7 号

（変更後）DCM株式会社

代表取締役 神谷 浩邦

東京都品川区南大井六丁目22番 7 号

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）DCM株式会社

代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目22番 7 号

（変更後）DCM株式会社

代表取締役 神谷 浩邦

東京都品川区南大井六丁目22番 7 号

- 3 変更の年月日

令和 8 年 3 月 1 日ほか

- 4 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の変更のため

- 5 届出年月日

令和 8 年 10 月 7 日

- 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業文化スポーツ部産業振興課

- 7 届出等の縦覧期間

令和 8 年 10 月 16 日から令和 9 年 2 月 16 日まで

- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 9 年 2 月 16 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

- 
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM加賀店／マルエー加茂店

加賀市加茂町115番 1 外24筆

- 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）DCMカーマ加賀店／マルエー加茂店

加賀市加茂町115番 1 外24筆

（変更後）DCM加賀店／マルエー加茂店

加賀市加茂町115番 1 外24筆

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）DCM株式会社

代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目22番 7 号

ほか 1 者

（変更後）DCM株式会社

代表取締役 神谷 浩邦

東京都品川区南大井六丁目22番 7 号

ほか 1 者

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）DCM株式会社

代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目22番 7 号

ほか 1 者

（変更後）DCM株式会社

代表取締役 神谷 浩邦

東京都品川区南大井六丁目22番 7 号

ほか 1 者

- 3 変更の年月日

令和 8 年 3 月 1 日ほか

- 4 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の変更のため

- 5 届出年月日

令和 8 年 10 月 7 日

- 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び加賀市産業部商工課

- 7 届出等の縦覧期間

令和 8 年 10 月 16 日から令和 9 年 2 月 16 日まで

- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 9 年 2 月 16 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

- 
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルビス田上店

金沢市田上さくら三丁目42番地

- 2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）DCM株式会社

代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目22番 7 号

（変更後）DCM株式会社

代表取締役 神谷 浩邦

東京都品川区南大井六丁目22番 7 号

- 3 変更の年月日

令和 8 年 3 月 1 日ほか

- 4 変更する理由

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の変更のため

- 5 届出年月日

令和 8 年 10 月 7 日

- 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課

- 7 届出等の縦覧期間

令和 8 年 10 月 16 日から令和 9 年 2 月 16 日まで

- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和 9 年 2 月 16 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地  
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和 8 年 10 月 16 日

石川県知事 山 野 之 義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ大桑店

金沢市大桑三丁目 8 番 ほか

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 令和 8 年 5 月 15 日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

特になし

(2) 騒音の発生に係る事項

（環境政策課）

騒音対策を徹底し、近隣からの苦情が発生しないようにすること。また、苦情が発生した場合は速やかに対応すること。

空気圧縮機及び送風機（原動機定格出力3.75kW 以上のもの）、冷凍冷蔵用ガス圧縮機（原動機定格出力7.5kW 以上のもの）、空調用ガス圧縮機（原動機定格出力7.5kW 以上のもの）は、金沢市環境保全条例に基づく特定施設に該当する。対象となる機器を設置する場合は、本課あて届出書を提出すること。

(3) 廃棄物に係る事項等

特になし

(4) その他の事項

（都市計画課）

・「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」第14条第 5 項の規定に基づく届出がされています。（R 7－4168）

・事業実施においては、引き続き関係機関、地元住民等との十分な協議、調整をお願いします。

・地区計画区域における行為の届出書は届出済みです。（R 7－3153）

（景観政策課）

・景観法に基づく届出は提出済みです。（R 7 景政第1375号）

（建築指導課）

・建設リサイクル法に基づく届出は手続済みです。

・石川県バリアフリー条例に基づく届出は手続済みです。

（道路建設課）

土地の造成行為や土石の一時的な堆積を行う場合は、盛土規制法の許可申請の要否について協議してください。

（道路管理課）

隣接市道上での工事（掘削、取壊し、舗装、歩道切り下げ、側溝改良等）を伴う場合、又は破損等が生じた場合は、事前協議のうえ、許可後に施工してください。土地利用目的が変更され、乗入れ（歩道切り下げ）位置や幅、構造等が変更、又は乗入れが不要となる場合は道路管理課と事前協議をしてください。

（商工労働課）

集客施設の建築等に関する協議は手続済みです。（R 7 商工労第969号）

## 4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

## 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

## 6 意見の縦覧期間

令和 8 年 10 月 16 日から同年 11 月 16 日まで

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド金沢本店

金沢市西都 1 丁目 40 番地 外

## 2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

駐車場の位置及び収容台数

公告日 令和 8 年 6 月 2 日

## 3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

## (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

特になし

## (2) 騒音の発生に係る事項

(環境政策課)

騒音対策を徹底し、近隣からの苦情が発生しないようにすること。また、苦情が発生した場合は速やかに対応すること。

## (3) 廃棄物に係る事項等

特になし

## (4) その他の事項

(都市計画課)

・「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」第 14 条第 5 項の規定に基づく届出がされています。（R 8-4111）

事業実施においては、引き続き関係機関、地元住民等との十分な協議、調整をお願いします。

・地区計画区域における行為の届出書は届出済みです。（R 8-3046）

(景観政策課)

・景観法に基づく届出は提出済みです。（R 8 景政第 1043 号）

その他下記のいずれかの行為を行う場合は、事前協議してください。届出等の手続が必要な場合があります。

・開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定するもの）

・屋外広告物の設置等

・屋外照明設備の設置等

(建築指導課)

・開発行為については協議済みです。

・石川県バリアフリー条例及び建設リサイクル法に基づく届出は手続済みです。

(道路建設課)

土地の造成行為や土石の一時的な堆積を行う場合は、盛土規制法の許可申請の要否について協議してください。

(道路管理課)

当該事業に際して、市道での工事（掘削、取壊し、舗装、歩道切り下げ等）が生じる場合、又は破損等が生じた場合は、事前に協議のうえ、許可後に施工してください。

(商工労働課)

集客施設の建築等に関する協議手続済みです。（R 8 商工労第 294 号）

- 4 居住者等の意見の概要  
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間  
令和 8 年 10 月 16 日から同年 11 月 16 日まで